石狩市と大塚製薬株式会社との健康増進における 包括連携協定書(案)

石狩市(以下「甲」という。)と大塚製薬株式会社(札幌支店扱い:以下「乙」という。)は、相互の連携、協働により、市民の健康増進および、市民サービスの向上に寄与するため、次のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が双方の資源を生かし、健康づくりや災害対策など の分野で連携・協働することにより、市民の健康増進及び、市民サービ スの向上に寄与することを目的とする。

(連携・協働する事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に揚げる事項について連携・協働する。
 - (1) 市民の健康づくりの推進に関する事項
 - (2) 甲の災害対策に関する事項
 - (3) 甲の健康経営推進に関する事項
 - (4) その他、目的を達成するために必要な事項

(意見交換)

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に 協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議 の上、決定する。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく取組により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示してはならない。本条の義務は、本協定が終了した後も存続するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲または乙から本協定終了の申し出がない場合は、本協定の有効期間は、期間満了の翌日から1年間さらに延長されるものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し等)

第6条 甲乙いずれかが、本協定の内容の変更又は、解除を申し出たときは、その都度協議の上、書面により本協定の内容の変更又は解除を行うことができるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は、本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の 上、各自1通を保有するものとする。

令和3年6月2日

甲:北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市 市長

乙:北海道札幌市中央区大通西6-1 富士フイルム札幌ビル10F、11F 大塚製薬株式会社 札幌支店長